

監 査 報 告 書

令和7年5月21日

学校法人金沢工業大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人金沢工業大学

監 事 藤田 信也 
監 事 原 伸一 

私たちは、学校法人金沢工業大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人金沢工業大学寄附行為第7条第3項の規定に基づき、同法人の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表)を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会への出席、監事会議の開催(教学監査)ほか理事からの報告を聴取し、重要な決済書類・議事録(教育研究会議、学務会議、研究支援機構運営委員会)等を開覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上